


京都市告示第542号

次のように公印を改刻し、及び公印の名称を改めます。ただし、改刻前の公印の印影を既に印刷した帳票については、当該公印は、なお効力を有するものとします。

平成31年 1月18日

京都市長 門川 大作

1 公印の改刻

名 称	改刻前の公印の告示番号	用 途	改刻後の公印の印影	改刻後の公印の使用開始年月日
京都市 長之印	平成23年1月 31日京都市告 示第406号	—	 27ミリメートル平方	平成31年2月1日

2 公印の改刻及び名称の改正

名 称	改刻前の公印の告示番号	用 途	改刻後の印影	改刻後の公印の使用開始年月日	改正後の名称
京都市 長之印	昭和61年1 1月1日京都 市告示第16 3号	賞状 等	 30ミリメートル平方	平成31年2月 1日	賞状等専 用京都市 長之印